

# 青森県報

第三千七百七十四号

平成二十一年  
十二月十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

道路の供用の開始……………(道路課)…一

### 公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課)…一

第一種大規模小売店舗立地法特別区域の決定……………(経営支援課)…二

第二種大規模小売店舗立地法特別区域の決定……………(同)…二

肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課)…二

右 同……………(同)…二

地籍調査の成果の認証……………(農村整備課)…二

県営土地改良事業計画の決定……………(同)…三

県営土地改良事業計画変更の決定……………(同)…三

建設業者の許可の取消し……………(上北地域…三)

## 告 示

青森県告示第七百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年一月十三日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 妙堂崎五所川 原線	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字上林三三の六から 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字菊川一〇〇まで	平成二・二・一五

## 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年十一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来倶楽部

三 代表者の氏名

佐々木 まさえ

四 主たる事務所の所在地

上北郡おいらせ町向山七七五の二六

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者等に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護タクシー事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。



年法律第百八十号)第十九条第一項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十一年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
八戸市	鮫町	福沢久保

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、青女子堰地区の県営土地改良事業(生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一月十九日まで

- 三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、豊間内地区の県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一月十九日まで

- 三 縦覧の場所

五戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社康成建設

- 二 代表者の氏名 手間本 康則

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字船橋九の一六九

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第九 二二三号

- 五 取消年月日 平成二十一年十一月六日

- 六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、ほ装、しゅんせつ、内装仕上、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

平成二十一年一月十九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭